

## R6省令改正の趣旨

(1) 地域包括支援センターにおける専門職の確保の困難さを鑑み、常勤換算方法による配置を認めること

(2) 複数圏域を一つの区域として、当該複数センターに配置すべき3職種の常勤職員数の合計を配置することで、それぞれのセンターの配置基準を満たすこと

※常勤換算方法：当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法。

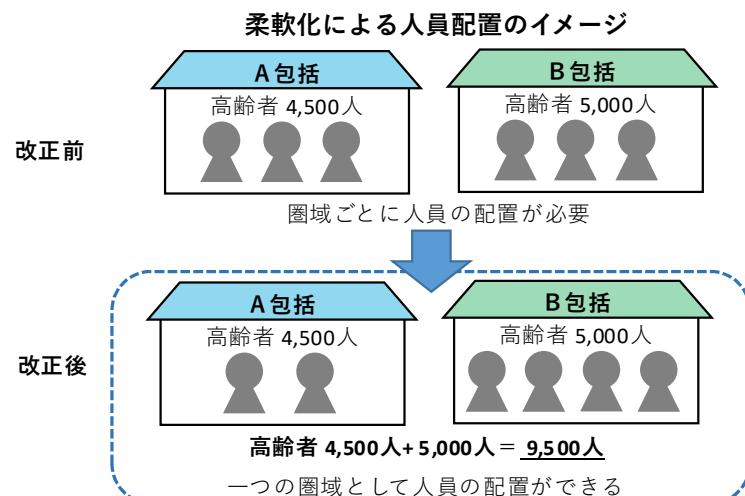
## 条例改正の考え方

- 当市においても、専門職の不足や確保の困難さへの対応は、運営協議会や議会等でも指摘されている。
- 当市においては、既に3包括の圏域において高齢者人口が6,000人を超えており、おおむね2,000人増す毎に1人の専門職を増員するという規定に基づき、国の基準に準じた増員を行っている。
- しかしながら、高齢者人口の増加だけに留まらない、高齢者ニーズの複雑化や、多問題家族、8050問題、身寄りのない高齢者の増加など、地域包括支援センターの業務は逼迫しており、今般の省令改正に伴う常勤換算方法による専門職の配置を柔軟化するとともに、2,000人増すごとに1人の増員としていた規定についても、弾力的に運用している現状を鑑み、おおむね1,000人ごとに員数を加えるため所要の見直しを行う。（詳細は別紙「改正条例案 新旧対照表のとおり」）

## 条例改正の効果

## ① 3職種配置の柔軟化（国基準）

複数圏域を一つの区域として、当該複数センターに配置すべき3職種の常勤職員数の合計を配置することで、配置基準を満たすよう緩和される。



## ② 3職種の増員規定の見直し（独自基準）

一つの地域包括支援センターの担当圏域高齢者人口がおおむね1,000人ごとに必要な人員が加配ができるよう、規定を細分化する。

改正後基準→ (加配規定)				
柔軟な対応→				
改正前基準→	3.0	3.0	3.0	3.0
高齢者人口区分 (改正案)	6,000人未満	6,000人以上 7,000人未満	7,000人以上 8,000人未満	8,000人以上 9,000人未満
高齢者人口区分 (現在)	6,000人未満	6,000人以上 8,000人未満		8,000人以上 10,000人未満

東部 (7,624人) 4人 ⇒ 5人  
中部 (9,687人) 5人 ⇒ 6人  
西部 (7,033人) 4人 ⇒ 5人

※令和6年7月1日現在高齢者人口